6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yoshikawa Akira, Finance Vice President, University of Tsukuba
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Precise Medical Innovation, University of Tsukuba
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M, 6, January 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M, 7, February, 2014 (tenders brought with : 5 : 00 P.M, 7, February, 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Division of Facilities Planning, Department of Facilities, University of Tsukuba 1―1―1, Tennodai Tsukuba-City, Ibaraki, Japan 〒305―8577, TEL 029―853―2281

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月5日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　太田　睦男
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新東名高速道路　本宮山トンネル他８トンネル照明設備工事
⑶　工事場所　自）愛知県新城市矢部
至）愛知県豊川市萩町
⑷　工事内容　本工事は、新東名高速道路　徳定トンネル～観音山トンネル間におけるトンネル照明設備の設置を行うものである。
⑸　工事概算数量
・トンネル照明設備　徳定トンネル上り564m、徳定トンネル下り572m、雁峰トンネル上り786m、雁峰トンネル下り796m、臼子トンネル上り377m、臼子トンネル下り377m、稲木トンネル上り640m、稲木トンネル下り713m、東上トンネル上り820m、東上トンネル下り821m、砥鹿トンネル上り683m、砥鹿トンネル下り616m、本宮山トンネル上り2,026m、本宮山トンネル下り2,085m、千両トンネル上り349m、千両トンネル下り317m、観音山トンネル上り1,168m、観音山トンネル下り1,176m
・桁内照明設備　臼子橋、野田川橋、境川橋、山陰川橋、久田野川橋　５箇所
・視線誘導灯設備　設楽原ＰＡ（上り線）～久田野川橋間　１式
⑹　工期　契約締結の翌日から390日間
⑺　本工事は、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求め、技術提案に基づく詳細設計と施工を一括して行う、設計・施工一括発注方式の試行工事である。
⑻　本工事は、申請時に技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、低入札価格調査制度の対象外の工事である。
⑽　本工事の契約の締結は電子契約による（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）。
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「電気工事」に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「電気工事」に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（本公告２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。
⑷　施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者　１トンネルあたりの延長が1,000m以上で二車線以上の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外　１トンネルあたりの延長が500m以上で二車線以上の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に建設業法に基づき配置できること（建設業法第26条３項に該当する工事においては、主任（監理）技術者は専任で配置）。
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有すること。
④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
求める経験
・道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
⑹　配置予定の設計管理技術者及び照査技術者について、次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。なお、入札参加希望者と雇用関係がなくてもよい。
１）設計管理技術者　設計管理技術者は、下記のいずれかに該当する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
①　技術士〔電気電子部門（「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※１）
ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
②　技術士〔総合技術監理部門（「電気電子―発送配変電」、「電気電子―電気応用」若しくは「電気電子―電気設備」）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者